

佐木隆三

司法卿

江藤新平

東京裁判所



司法卿江藤新平

佐木隆三



佐木隆三（さき・りゅうぞう）

1937年、北朝鮮に生れる。福岡県立八幡中央高校卒業。76年「復讐するは我にあり」で第74回直木賞を受賞。91年「身分帳」で第2回伊藤整賞を受賞。著書に「死刑囚永山則夫」などがある。

しほうきょうりゅうしんぺい
司法卿江藤新平

1995年4月25日 第1刷

1995年5月25日 第2刷

（定価はカバーに表示してあります）

著 者 佐木隆三

発行者 湯川 豊

発行所 株式会社 文藝春秋

東京都千代田区紀尾井町3-23

電話 東京03(3265)1211(代)

万一、落丁・乱丁の場合は送料当方負担でお取
替えいたします。小社営業部宛お送り下さい。

印刷所 大日本印刷

製本所 矢嶋製本

©Ryuzo Saki 1995 Printed in Japan

ISBN4-16-315470-1

司法卿江藤新平／目次

プロローグ

5

第一部 転籍拒否

43

第二部 違令違式

101

第三部 参座裁判

162

エピローグ

226

参考文献・資料

249

あとがき

251

装丁 田村義也

カバー絵 歌川広重（三代目）

「東京開化名所鍛冶橋内東京裁判所之真図」

（東京ガス株式会社が資料館所蔵）

表紙 江藤家文書より（佐賀県立図書館所蔵）

扉写真 江藤家所蔵

司法卿江藤新平

プロローグ

一八七四（明治七）年四月十三日

司法省の佐賀裁判所は、およそ一万二千人におよぶ「佐賀の乱」の参加者を裁くため、四月五日に開設された。

四月八日から、佐賀城内の法廷に、征討総督の東伏見宮嘉彰親王と、参議兼内務卿の大久保利通が臨席し、司法権大判事（大判事の次）である裁判長の河野敏鎌^{とがま}によって、判決の日をむかえたのである。

きわめて短期間の裁判だが、処分はすみやかに決まった。

梟 首 二人

斬 首 一人

懲役十年 六人

懲役七年 一七人

懲役五年 一八人

懲役三年 六二人

懲役二年 四七人

懲役百日

一人

禁錮百日

二人

禁錮七十日

三人

禁錮四十日

二人

免罪

一一、二三七人

なお、佐賀軍で戦死・割腹した者は、計百七十三人とされているが、それぞれ死亡につき、処分の対象とならない。

明治五年八月に、司法卿の江藤新平が上申して、太政官が公布した「司法省職制章程」によれば、府県裁判所において死罪を科すときは、司法卿の裁可を得ることになっている。

しかし、今回は特例として、太政大臣の三条実美が、行政・司法・軍事の三権すべてを、大久保利通に委任している。このため佐賀裁判所は、四月十二日に「断刑伺」を提出し、ただちに大久保によって裁可された。

四月十三日は早朝から開廷して、河野裁判長は、まず死罪のなかから、征韓党と憂国党の首領に、梟首を宣告した。

申渡

*

*

江藤新平(四十歳)

その方は、朝憲をはばかりず、名を征韓に託し、党与をつのり、兵器をあつめ、官軍に抗敵し、逆意をたくましくする科により、除族のうえ、梟首を申しつける。

島義勇(五十三歳)

その方は、朝憲をはばかりず、名を憂国に託し、党与をつのり、兵器をあつめ、官軍に抗敵し、

逆意をたくましくする科により、除族のうえ、梟首を申しつける。

明治七年四月十三日

佐賀裁判所

除族とは、士族の族籍からはずして、すべての特典を剝奪することである。

梟首とは、江戸時代の獄門のことで、斬罪に処した人の首を木にかけてさらすから、もつとも死者を辱める刑罰とされる。

新律綱領（明治三年十二月二十日に頒布）では、「凶徒聚集罪の首魁は、斬首または絞首」とされ、「梟首」はない。改定律例（明治六年七月十日に施行）では、「凶徒聚集罪の放火者は、懲役十年以下」と、これが最高刑である。

新律綱領と改定律例いずれも、国事犯としての内乱罪については条項がなく、百姓一揆を対象としているからだ。しかし、「佐賀鎮定」の全権をまかされた大久保利通は、三月一日に佐賀入城したときから、二人を梟首にすることを望んでいる。

四月八日に審理入りするとき、裁判長の河野敏鎌と、連班検事の岸良兼養（大検事）は、法規を事件にあてはめる「擬律伺」を、大久保に上申した。

《江藤新平は、ひそかに禍心を包蔵し、名を征韓に仮託して党与をつのり、火器をあつめ、あえて官兵に抗敵し、逆意をたくましくする首たるもの、その罪はきわまり、また、加うべきなし。除族のうえ、梟首》

この「擬律伺」が、そのまま「断刑伺」になり、判決当日に申し渡された。すなわち、審理をはじめの前から、江藤新平を梟首にすることは、すでに決まっていた。

江藤新平は、一八三四（天保五）年二月九日、肥前国佐賀郡八戸村で、下級武士の長男として生まれ、幼名を恒太郎といった。父親は郡目付をしていたが、出張先で浄瑠璃を語ったことが問題になり、お役御免で禄を失う。このため幼少期から貧窮生活のなかで、母親から四書五経を教えられ、学問好きになった。

元服して胤雄を名乗り、一八四九（嘉永二）年に、藩校の弘道館に入った。一八五三（嘉永六）年六月、ペリーのアメリカ艦隊が浦賀へ、七月にはプチャーチンのロシア艦隊が長崎へ来航し、和親条約の締結にいたって、激動期をむかえる。

一八五六（安政三）年九月、藩の蘭学校で学んでいた江藤新平は、長文の意見書『図海策』をあらわして、「良策は強国と和親をむすび、世界の賢才をまねいて学び、軍艦を購入して海戦をならい、通商をさかんにして国家を富ますにあり」と、積極的な開国論をとなえた。このころは父親が、藩の役職にもどっており、江藤新平は学問一筋だった。そんなとき長崎育ちの従姉妹と結婚して、満四十歳で刑死するまで、四男二女をもうける。

安政六年、初めて藩の役職をあたえられ、御火術（大砲）方目付になった。さらに代官所勤務をへて、代品（貿易）方をしていたところに、藩主の鍋島閑叟（直正）を倒幕に立ち上がらせたいと願ひ、死罪を覚悟で脱藩した。長崎の警備をになう佐賀藩は、海外のニュースをひそかに入手しており、「二重鎖国」といわれて、脱藩者は死罪ときびしい掟だった。

一八六二（文久二）年七月、二十八歳の江藤新平は、上洛すると長州藩邸へ行き、桂小五郎（木戸孝允）に面会を求めた。一歳上の桂は、佐賀藩からの脱藩者というので、大いに関心を示して、急進派公卿の姉小路公知を引き合わせた。このとき姉小路は、外国の最新事情にくわしく、視野のひろい学識をもつ江藤を評価して、側近になるよう勧めた。

しかし、同年九月には佐賀へ帰り、京都で執筆した『京師見聞』を、藩の重役に差し出す。こ

の死罪覚悟の行動に、藩主の鍋島閑叟は心をうごかし、刑一等を減じて、永蟄居処分にとどめた。一八六七（慶応三）年十二月、永蟄居を赦免された江藤新平は、さっそく京都へ向かった。その二年前に、ひそかに太宰府へ三条実美を訪ねて、知遇をえている。三条に面会することができたので、「佐賀藩は朝廷の命令をまもり、長崎防備に全力をあげている」と、倒幕の出遅れを弁明した。

慶応四年一月三日に戊辰戦争がはじまって、閏四月五日、新政府の「徴士」に採用された。制度のことに明るく、だれよりも雄弁な江藤新平は、とかく武功を誇りたがる「志士」にくらべ、まったく異質の才能だから、貴重な人材だった。

戊辰戦争のさなか、大納言・三条実美の「附屬」になって、懐刀として重用された江藤は、上野戦争の軍監、江戸鎮台府判事（民政の総責任者）、会計官東京判事（財政の総責任者）、皇居御造営掛などをつとめた。

一八六九（明治二）年五月、京都から遷都がきまった東京をはなれ、騒然たる政情の佐賀へ帰った。新政府は、諸藩の「版籍奉還」を許して、公卿・諸侯を「華族」にあらためることにした。しかし、藩主が領有する土地と人民を、一括して朝廷へ返上したとき、士族は扶持を失う。このため佐賀藩では、新政府の施策に大反対だったから、これらに積極的にあずかった江藤は、改革の責任者として、あえて帰国したのである。

七月十七日、三十五歳の江藤新平は、佐賀藩の権大参事に任ぜられ、知事（藩主）にかわって藩政の実務にあたる。さっそく「民政仕置書」をつくって、住民の自治組織をもうけるなど、近代的な施策を立てるが、保守派士族とのあいだに、確執が生じることになる。

十一月八日、「御用これあり」と東京へ呼びもどされ、「中弁」に任ぜられた。太政官における布告や指令を起草するつとめで、右大臣の三条実美が、「この時期に江藤以外のものにはつとま

らない」と、登用したからである。

明治三年二月三十日、三十六歳の江藤新平は、中弁を本官としながら、「制度取調」兼務となった。大納言の岩倉具視が、あたらしい国家機構のビジョンをつくることを江藤に期待した。

そこで江藤は、二官六省（神祇・太政官のもとに民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務省）の長官に、卿（大臣）として華族を任ずるのではなく、雄藩（薩・長・土・肥）の改革派士族をになわせるべく、官制をあらためていく。

明治四年七月十八日、文部省が新設され、「全国の人民を教育して、その道を得さしむるべし」と、文部大輔（次官）に任命された。しかし、わずか半月の在任で、左院一等議官へ転任した。

このあわただしい異動は、七月二十九日に太政官制をあらためて、正院・右院・左院の三院制にしたからだ。

正院Ⅱ天皇が、太政大臣・大納言・参議の助言をうけて総括する。

右院Ⅱ各省の長官（卿）が、行政上の利害について審議する。

左院Ⅱ官選の議官が、諸立法のことについて審議する。

八月十四日、江藤新平は、左院副議長になった。議長は後藤象二郎（前工部大輔）で、雄藩にかたよらない十八人が議官になり、制度や規則の創立と改廃は、すべて左院で決して、正院へ上げるのである。

十一月十二日、岩倉具視（右大臣）を特命全權大使、木戸孝允（参議）、大久保利通（大蔵卿）、伊藤博文（工部大輔）、山口尚芳（外務少輔）を副使とする一行が、アメリカ・ヨーロッパへ出発した。このとき大使一行は、実質的な首相の大久保利通の発案により、留守政府の大輔以上のものに、「使節団が帰朝するまで現状を維持する」と、大きな改革をおこなわないという念書に署名させた。

明治五年四月二十五日、三十八歳の江藤新平は、司法卿に任命された。司法大輔の佐々木高行が、岩倉使節団の一行に理事官として加わり、しばらく留守をすることになる。弱小官庁としての司法省は、それでかまわないとされていたけれども、「司法権の独立」を主張する急進グループが、「改革路線を進める江藤を迎えよう」と、運動をおこしたからである。

明治六年四月十九日、江藤新平は、参議に任命された。さっそく江藤は、太政官の職制をあらためて、国政全般をつかさどる「内閣」を新設し、「参議は内閣の議官」とすることにした。内閣の議決は、太政大臣をへて天皇の裁可を受ければ、それが太政官正院の決定となる。

これにより、国家予算の決定権は、大蔵省から正院へうつされた。それまでの大蔵省は、絶大な権限をもっていた。旧藩から引きついだ債務など、大きな経済問題をかかえる地方官（府知事や県令）を監督しており、その任命権者でもあった。

大蔵卿の大久保利通が、参議でもないのに実質的な首相だったのは、官僚の三分の二以上をかかえる大蔵省を支配して、国政を動かしていたからである。アメリカ・ヨーロッパへ出発するにあたり、大久保が現状の維持を約束させたにもかかわらず、留守政府は、内閣を新設して正院を強化することで、大蔵省を骨抜きにしまった。

十月二十五日、江藤新平は、参議の辞表を提出して受理され、西郷隆盛、板垣退助、後藤象二郎、副島種臣とともに下野する。

この「明治六年十月政変」は、「征韓論の破裂」ともいわれるが、それから半年もたたないうちに、前参議で元司法卿の江藤新平は、みずから創設した裁判制度において、逆賊と認定されたいえ、「梟首」の辱めを受けたのである。

明治七年二月十六日、民権をとる進歩派の士族による征韓党（党首・江藤新平）と、保守

派の士族による憂国党（党首・島義勇）が、政府の出先機関である佐賀県庁を攻撃し、「佐賀の乱」ははじまった。

「わが国を侮辱した韓国を懲らしめ、帝国の領土を大陸へひろげて、民族の発展をはからねばならないのに、政府が無為無策であるから、われらが決起することにより、『第二の維新』の大業とする」

佐賀の士族は、約一万四千人で、もともと人口比において多すぎる。明治二年六月の版籍奉還により、扶持を失うことになる士族の不平・不満はつよく、新政府のすることに反対してきた。このため全国的にみて、鹿児島・高知・山口・石川・佐賀は、『五難治県』とされていた。

明治六年は、佐賀県内において早魃がひろがり、河川や池の涸れるところが相次いだ。なんとか田植えをしても、すぐに枯れてしまいうりさまで、あちこちで「人馬の用水」にも不自由した。そこへ連続して台風におそわれ、農作物は大きな被害を受け、この年の稲や粟の収穫は、いつもの半分以下になった。

肥前国佐賀町（佐賀市）の米相場は、一月は一石あたり二四五十銭だったものが、七月には五円強と大幅に値上がりして、九月から少しづつ下がりはじめたとはいえ、十一月に入っても一円十銭の高値だった。そのうえ県内には、天然痘とみられる伝染病が、秋から暮れにかけて蔓延のきざしをみせた。

これらの状況から、佐賀県権令（ごんれい 地方長官）の岩村通俊は、参議兼大蔵卿の大隈重信の内命によって、早魃と台風にいためつけられた小作農を救済するために、「加地子米の免除」をおこなうことにした。加地子米とは、地主の取り分のことであり、それを免除されると、小作人の年貢負担はかるくなる。そこで地主にたいしては、総額一万円におよぶ報奨金を、中央政府から下げ渡すという。

しかし、農民や地主たちには、満足できるものではなかった。この加地子米の免除は、天災があったときなどに、天保年間からおこなわれている。むしろ新政府は、かつての鍋島公の善政に、あやかるうとするだけではないか……。

この年から採用された太陽暦も、人々の生活のリズムを狂わせている。外国との外交・通商がさかんになったという理由で、旧暦の明治五年十二月三日が、新暦の明治六年一月一日とされたけれども、これまでの太陰暦は、水田農業と密接なつながりがあるから、洋服を着た月給取りの役人のように、いきなり変えられるものではない。

六月に福岡で起こった農民一揆のスローガンには、「太陽暦を廃して、旧暦を用いたきこと」とあり、それは佐賀においてもおなじだった。また、福岡の一揆の要求には、「士族は藩政に復帰して、士族の本務を専行したきこと」もふくまれており、佐賀においてはより切実である。明治四年七月の廃藩置県で、士族が農工商を営むことが許可されて、明治六年一月に徴兵令が發布されてからは、農家の次・三男たちが、鎮台兵に仕立てられている。新政府の施策は、ことごとく間違っており、すべて旧に復すれば解決するというのである。

これら保守的な農民の考えを代弁するのが、佐賀の憂国党だった。

憂国党というのは、四十代から五十代にかけての不平士族が、士族による独裁政治を理想として、復古主義をとなくてあつまったもので、封建党とも宝琳院会とも呼ばれていた。その人数は、明治六年十二月に結成したとき三千を超えていた。佐賀城の南にある法琳院を拠点に、つねに鹿児島・島津久光派と連絡をとり、新政府の開明政策に反対しながら、旧藩を単位とする地方勢力の巻き返しをはかった。

もう一つの征韓党は、憂国党と時期をおなじくして結成されており、二十代から三十代の若い士族を中心とする。

その党名をかかげる前から、佐賀の若い不平士族たちは、武力による海外への進出に、もっぱら活路を求めていた。かつての維新戦争は、内乱にすぎなかったものであり、これからは民族の発展をはかって帝国の領土を大陸へひろげること、第二の維新としなければならぬ。そのため、外交窓口だった対馬藩がなくなったことで、釜山の「草梁倭館」を「大日本公館」と改称したとき、「一方的な措置をとった日本は無法の国」と、朝鮮が役所の門前にかかげたような無礼こそ、出兵する絶好のチャンスというのである。

かつての佐賀藩は、知行が三十五万七千石の雄藩として、長崎の警備をになってきた。

幕末の藩主である鍋島閑叟は、軍事力の養成につとめて軍艦と大砲で近代装備をしながら、まったく中央政界に野心がない。將軍が「政局について相談したい」と江戸へ呼び出そうとしても、「長崎警備を放っておけない」と応じない。一八六二（文久二）年十一月、ようやく重い腰を上げて上洛して、朝廷の内命で公武合体の周旋をはじめたが、倒幕への動きには深入りせず、戊辰戦争への参戦が立ち遅れてしまった。そのために佐賀藩は、土佐藩とともに大いに軍事貢献しながら、新政府の中枢を長州と薩摩に独占されたのである。

そういうにがい経験をふまえて、佐賀の士族たちは、政府の施策を批判的にみていた。しかし、明治六年七月二十七日、外務卿の副島種臣が、清国と条約をむすんで帰国してから、にわかに日本中で「征韓論」が高まった。

八月十七日、政府は閣議において、参議・近衛都督・陸軍大将の西郷隆盛を、使節として朝鮮へ派遣することを決定した。鎖国をつづけている朝鮮にたいして、開国を迫るためであり、「もし自分が殺されたら、朝鮮へ軍隊を進める理由もできるだろう」と、西郷は公言している。

閣議決定にあたって、もっとも熱心に西郷隆盛を支持したのは、参議の江藤新平とつたえられたから、佐賀の若い士族たちは沸き立った。前司法卿の江藤は、「民の司法」をスローガンにか